

堺市監査委員公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月13日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査（工事監査）	
監査実施期間	令和7年6月30日～令和7年9月29日	
措置を講じた部局等	建築都市局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>2 大浜高層建替住宅建設工事</p> <p>本工事の設計図及び設計書を確認したところ、建築基準法施行令第112条第11項（堅穴区画）により上階への煙の伝搬を防ぐためエレベーターの仕様として乗降ドアに遮煙性能を有する防火設備（乗降ドア）を要求している。</p> <p>一方で乗降ロビーを特定防火設備で区画するため遮煙性能を有する防火スクリーンを2階から11階のエレベーター乗降ドア前に設けている。</p> <p>結果として2階から11階のエレベーター乗降口に重複して遮煙性能を有する防火設備と特定防火設備が設置されており、その必要性について十分な検討が行われるべきであった。</p>	<p>本工事は、設計受注者が作成した設計図書及び内訳明細書の成果品を当課が検収し、工事発注したものです。</p> <p>本工事に係る設計では、避難階段の設置免除を受けるため、建築工事において2階から11階の乗降ロビーを特定防火設備（防火スクリーン）で区画する計画としました。これにより、当該階のエレベーター乗降ドアには遮煙性能を求める必要がなくなりました。</p> <p>しかしながら、昇降機設備工事において、エレベーター乗降ドアにも遮煙性能を要求し、設計受注者及び当課による設計図書の総括的な確認が不十分であったため、重複した性能を要求した設計図書の内容で工事発注を行い、設計図書どおりに工事が完了しました。</p> <p>このことから、指摘事項の改善策として、設計、工事等を担当した職員に対して、法令及び設計図書の確認不足であったことの指摘と指導を行い、課内の職員に対しては令和7年10月に事例の共有及び指導を行いました。また、現在進行している設計や工事について、同様の事象がないことを確認しました。</p> <p>また、設計図書の作成及び検収時に参照する住宅標準図に今回の事象を注意事項として追記するなど、課内の職員が法令を理解した上で、業務に取り組みます。</p>	<p>建築部 建築課</p>